

クレジットカード決済指定代理納付者募集要項

宝塚市立病院では、クレジットカード決済に係る指定代理納付業務に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を募集します。

1. 業務名

クレジットカード決済に係る指定代理納付業務

2. 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3. 契約期間

令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までとする。
(5年間)

4. 選定の方法

プロポーザル方式により行います。概要は次のとおりとします。

- (1) 所定の書類を提出してください。
- (2) 審査にあたり、提案に対する補足説明を求めため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。
- (3) 上記(1)(2)の内容を総合的に審査し、優秀な提案者のうち一者又は複数者を優先交渉権者として選定します。
- (4) 優先交渉権者となった事業者と詳細な契約内容(仕様、手数料率等)について協議し、契約内容の協議が整った時点で、契約予定者とします。当該事業者と決定に至らない場合には、評価の高かった事業者から順に協議を行います。

5. 提出書類及び作成上の留意事項等

(1) 提出書類について

	種類	提出書類の名称	規格	提出部数
1	様式1	参加申込書	A4	1部
2	様式2	提案書	A4	8部
3	任意	会社概要	原則A4	
4	任意	業務実績	原則A4	

(2) 作成上の留意事項

①提案書 別紙、様式2にて作成願います。

②会社概要

(ア) 名称、代表者名、設立年月日、経歴・沿革、資本金、本支店の所在地、業務内容など会社概要がわかるもの。

(イ) 「コンプライアンス体制」、「個人情報保護と情報セキュリティの取組み」がわかるもの。

③業務実績

(ア) 自治体病院との契約実績。(多数の場合は、兵庫県内及び近隣府県での実績)

契約書の基本様式(雛形)を参考資料として添付願います。

(イ) 上記対象の実績がない場合は、200床以上の病院との契約実績。

④作成要領及び留意事項

(ア) 提出書類の内、様式1・2ともにA4版で作成すること。

(イ) 既製の資料等については様式を問わない。

(ウ) 提出書類は、原則縦左綴じで提出ください。

(エ) 提案書は、受け付けた後の追加及び修正を認めません。

(オ) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

(カ) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は無効とします。

(キ) 提出書類は、返却しません。

6. 質疑応答

(1) 質疑応答の方法は電子メールのみとします。

(2) 別添の様式(様式3)により質問書を電子メールにて提出ください。

(3) 回答は、病院ホームページに掲載しますが、電子メールにおいても回答します。

【質疑】受付期間：令和3年10月22日(金)17時まで

提出先：m-takarazuka0299@city.takarazuka.lg.jp

【回答】回答日時：令和3年10月27日(水)17時

7. 提出方法

持参、又は郵送ください。

8. 提出締切日 令和3年11月12日(金)17時まで(必着)

9. 提出先

〒665-0827 宝塚市小浜4丁目5番1号

宝塚市立病院 経営統括部 医事経営担当

電話 0797-87-1161

10. 参加資格

以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第157条の2（指定代理納付者による歳入の納付）第1項第1号及び第2号の規定に該当すること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立て中、又は再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て中、又は再生手続中でないこと。
- (4) 宝塚市及び他の地方自治体において指名停止期間中でないこと。
- (5) 仕様書に定める業務を確実に履行できること。
- (6) 宝塚市暴力団排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号、以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しないこと。

11. その他の留意事項

- (1) 提出書類の提出をもって、提出者は仕様内容他の記載事項を承諾したものとします。
- (2) 当院が提示する資料は、提出書類作成に係る目的以外で使用することを禁止します。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は失格とします。
 - ①提出期限内に提出書類が提出されなかった場合
 - ②提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ③審査の公平性に影響を与える行為を行った場合